

令和5年度 保安灯補助事業 Q&A

Q1) 保安灯の設置場所はどこでもよいのですか？【新設】

A) ⇒ 補助対象となる設置場所には条件があります。

- ◎ 周辺に照明器具がないこと。
既存の保安灯と概ね 25m以上離れていること。
- ◎ 不特定多数の人が自由に通行できる場所であること。
アパート等の敷地内や駐車場は、利用者が限られることから対象外です。行き止まり（袋小路）は、優先順位が低くなるものの認められる場合がありますのでご相談ください。
詳細は、市民生活安全課へお問い合わせください。

**Q2) 申請締め切りは過ぎたが、台風で保安灯が壊れてしまった。
【修繕・交換】**

A) ⇒ 台風等災害が原因の場合や緊急性が認められる場合等、申請期間終了後でも、予算の範囲内で対応できることがあります。まずは、市民生活安全課へご相談下さい。

**Q3) 設置するLEDについてW（ワット）数に指定はありますか？
【新設・交換】**

A) ⇒ 20W 以下（省電力型）を推奨しています。

本市では新たに設置する場合、10W 以下のLEDを設置する団体が多くなっています。電気料はワット数により変わりますので、電気料に関する詳細は電力会社にご確認ください。

Q4) 管理者プレートの設置は必ず必要ですか？【新設・交換】

A) ⇒ 管理者プレートは必ず設置してください。

保安灯に不具合があった場合等、管理者にすみやかに連絡をとるため、管理団体名称を記載したプレートの設置を義務付けております。
見積りを依頼する際、プレート設置料金を含めることを忘れないようにしてください。

Q5) 蛍光灯電球交換は取替ですか？修繕ですか？

A) ⇒ 蛍光灯電球交換は補助の対象になりません。

CO₂削減、省電力化につながることから、那覇市では蛍光灯や水銀灯からLEDへの「保安灯LED化」を推進しており、令和4年度から10年間、国庫補助を利用した「那覇市保安灯LED化推進事業」を実施しております。ぜひご利用をご検討ください。

Q6) 今年は電気料補助の案内はないのですか。【電気料】

A) ⇒ 後日改めてご案内いたします。

電気料の補助は今年度も実施いたしますが、受付開始時期等、現時点では詳細が決定しておりません。

後日改めてご案内しますので、例年同様、4月以降の領収証は大切に保管しててください。

Q7) 電気料の領収書を紛失してしまいました。【電気料】

A) ⇒ 沖縄電力コールセンター（0120-586-391）へ

お問い合わせください。

沖縄電力株の受付窓口は令和2年6月より終了しています。

毎月の領収書をなくさないよう、大切に保管してください。

その他、ご不明な点がありましたら、

那覇市 市民生活安全課（電話：862-9930）

へご連絡ください。